

県立延岡病院洗濯業務委託仕様書

1 委託内容 県立延岡病院洗濯業務

2 契約期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

3 基本的事項

- (1) 医療関連サービスマーク認定業者であること。
- (2) 洗濯施設の衛生基準は、別添「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」（平成5年2月15日付け厚生省健康政策局指導課長通知別添）を満たすものであること。
- (3) 受託者（以下「乙」という）は、作業を行う場合、衛生基準にあう方法により衛生的に行うこと。
- (4) 乙は、常に洗濯物のクリーニング方法、消毒方法、取扱方法などに気を配り、汚れ、シワ、破損などに留意しなければならない。
- (5) 乙は、甲より成果品において汚れ、シワ、破損など等の指摘があった場合には報告書を提出しなければならない。
- (6) 乙が、鍵を使用する場合は、慎重に取り扱うこととし業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用しなければならない。
- (7) 自然災害、火災等における緊急時は、甲乙協議のうえ業務遂行するものとする。

4 洗濯業務の内容

- (1) 洗濯方法
回収した洗濯依頼物を乙の工場に搬送し洗濯を行った後に病院に搬入する。
- (2) 洗濯物の種類
洗濯物の種類は、「別表1」のとおりとする。
- (3) 洗濯仕上げ等については、「別表1」の仕様のとおりとする。
- (4) 洗濯物については、受理した日から7日以内に仕上げるものとする。
- (5) 病棟清拭用おしぼりは1枚ずつ巻き、20枚（1パック）のビニール袋詰め納品とする。